

(別紙)

「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リスト及び優先取組物質の見直し並びに有害大気汚染物質のリスクの程度に応じた対策のあり方について」に対する御意見等の概要及びこれに対する考え方

No.	報告(案)の該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
1	2. 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストの見直しについて	不用意なリスト化は、ブラックリスト(ネガティブリスト)と一般社会に捉えられ、不安と混乱を招くことから、可能性があるということとで不用意にリストにするべきではない。確固たる信頼に値する科学的データに基づいて公平に判断していただきたい。	今般の見直しに当たっては、平成8年の中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第二次答申)」における考え方を踏襲し、未然防止の見地から、一定の割り切りを行って、発がん性、吸入慢性毒性などの有害性を有しており、かつ、大気濃度測定での検出や、P R T R制度において大気への排出が確認されていること等、一定の曝露性があり、大気経由での健康影響の可能性がある物質を広く選定することとしています。 また、今回の見直しに当たっては、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「化管法」という。)の対象物質の選定の考え方及び選定時に用いられた最新の有害性、曝露性の情報等を活用しています。 御指摘を踏まえ、今後も引き続き、当該リストの主旨や選定の考え方等について周知を行うことが適切であると考えています。
2	別表1 物質リスト No. 188	No. 188 フタル酸ジ-2-エチルヘキシルについて、 (1) 化管法対象事業所以外での検出例はどの程度(検出数と検出量)か。(2) 有害性クラスは、①発がん性～⑦経口慢性毒性のどの項目にどのような根拠で該当すると判断したのか。	(1) 今回の有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストの見直しに当たっては、化管法対象事業所からの排出であるか否かに関わらず、大気汚染の原因となる可能性がある物質を広く選定することとしています。なお、当該物質について、化管法対象事業所以外からの排出のみに限定した大気濃度測定データは把握していませんが、平成19年度有害大気汚染物質モニタリング調査においては、4地点中2地点(16～18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )で検出されています。 (2) 当該物質は、 ・発がん性クラス2 (EPA 発がん分類 B2、NTP 発がん分類 R、ACGIH 発がん分類 A3、日産衛発がん分類 2B にそれぞれ該当) ・生殖毒性クラス2 (EU 生殖毒性分類 Cat. 2;R60-61 に該当) ・経口慢性クラス2 (WHO 及び EPA 水質基準値 0.01mg/L 以下) の3つの有害性クラスに該当しています。
3	別表1 物質リスト No. 189	No. 189 フタル酸ジブチルについて、化管法対象事業所以外での検出例はどの程度(検出数と検出量)か。	今回の有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストの見直しに当たっては、化管法対象事業所からの排出であるか否かに関わらず、大気汚染の原因となる可能性がある物質を広く選定することとしています。なお、当該物質について、化管法

			対象事業所以外からの排出のみに限定した大気濃度測定データの把握しておりませんが、平成19年度有害大気汚染物質モニタリング調査において、4地点中3地点で(19~24 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) 検出されています。
4	3. 優先取組物質の見直しについて	<p>3. 1 基本的な考え方で「国内外に人の健康への有害性についての参考となる基準値がある物質でこれらの値に照らし大気環境保全上注意を要する物質群、又は物質の性状として人に対する発がん性が確認されている物質群」とされているが、基本的な考え方と優先取組物質のリストの物質名から短絡的に判断され、発がん性の疑いの無い物質（トルエン）まで「発がん性が確認されている物質」と誤解される危険性を排除するため、大気環境保全上注意を要する物質群と発がん性が確認されている物質群に明確に区分する等誤解を招かない記載内容にすべきである。</p> <p>さらに、これを踏まえて（別添2）優先取組物質の物質リストも上記区分に分けて明確にすべきである。</p>	<p>優先取組物質の中には、大気環境保全上注意を要する物質群及び重篤な有害性を有する物質の両方の選定条件に該当する物質があることから、御指摘のような明確な分類が難しいため、報告案は現状のとおりとします。</p> <p>また、最終的な公表資料には、各物質の重篤な有害性による選定基準への合致の有無について記載した「優先取組物質の見直しに係る参考資料」を、参考として添付し、誤解を与えないよう配慮していく予定です。</p>
5	3. 優先取組物質の見直しについて	<p>①既に大気汚染防止法によるVOC規制の対象となっているので、新たな規制を導入することは不公平であること、②VOCに関する従来の対策の枠組みに加えて唐突な法規制がなされるのは、VOC対策に取り組んでいる各業界のモチベーションの低下につながりかねないこと、③これまで用いることとされていたオランダ目標値が削除される等、優先取組物質の選定基準の設定経緯が不明確で唐突であり、慎重な議論が必要であることから、トルエンの優先取組物質への追加に反対である。</p>	<p>従来のVOC対策は、VOC自体の有害性に着目して対策を実施しているものではなく、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の原因物質となるという観点から対策をしております。一方、有害大気汚染物質対策においては、個別の物質による健康リスクに応じた対策を実施することから、VOCも対象物質に含めています。</p> <p>また、事業者における優先取組物質の排出抑制については、「リスクの程度に応じた排出抑制対策のあり方」において、「VOCについては、大防法に基づくVOCの排出又は飛散防止措置を実施する。」等と記載しており、これまでの取組を引き続き進めていただくこととしております。</p> <p>さらに、今回の見直しに当たっては、平成21年度より、検討会を6回、専門委員会を3回開催し審議を行っています。その結果、優先取組物質の選定の基準として、諸外国の基準値等のうち、大気環境保全政策の中で利用されている目標値を用いることとしており、トルエンは、我が国において、オーストラリアの基準値の10分の1を超える濃度で検出されていることから、今回優先取組物質に選定されています。</p> <p>なお、前回の選定基準に用いたオランダの目標値については、全般的に、我が国の大気環境基準やオランダ以外の国々の基準値等よりも1桁又は2桁低く、厳しい値と</p>

			<p>なっているため、今回の見直しにおいては採用しないこととしております。 以上より、報告案は現状のとおりとします。</p>
6	3. 優先取組物質の見直しについて	<p>クロム及び三価クロム化合物は特段の健康被害をもたらす物質ではないと判断する。また、追加の根拠となる基準値に関しても、意見5と同様の理由により、甚だ疑問が残ることから、クロム及び三価クロム化合物の優先取組物質への追加に反対である。</p>	<p>今回の見直しに当たっては、平成21年度より、検討会を6回、専門委員会を3回開催し審議を行っています。その結果、優先取組物質の選定の基準として、諸外国の基準値等のうち、大気環境保全政策の中で利用されている目標値を用いることとしており、クロム及び三価クロム化合物は、我が国において、ニュージーランドの基準値の10分の1を超える濃度で検出されていることから、今回優先取組物質に選定されています。</p> <p>なお、クロム及び三価クロム化合物については、変異原性クラス1、経口慢性クラス3及び感作性クラス1の3つの有害性クラスに該当しており、また、三価クロム化合物については、平成22年3月に公表された「化学物質の環境リスク初期評価（第8次とりまとめ）」において、「詳細な評価を行う候補」とされているところです。以上より、報告案は現状のとおりとします。</p>
7	3. 優先取組物質の見直しについて	<p>優先取組物質制度は、化審法等他の法律と総合的な規制の方向を考えるべきであり、今日その役目を終えていると思えることから、優先取組物質制度そのものを廃止を含めて見直すべきである。また新規追加は当面凍結すべきである。</p>	<p>現在も化審法等他の法律と連携を図りつつ総合的な対策に取り組んでいるところではありますが、特に、優先取組物質に係る対策については、環境基準や指針値を設定し、全国的な大気濃度モニタリングを実施すること等により、事業者による排出抑制対策の促進につながることを期待されており、報告案は現状のとおりとします。</p> <p>なお、物質リストについては、他の化学物質関連施策との整合性を図りつつ、定期的に見直しを行うこととしております。</p>
8	別表2 物質リスト No.16	<p>「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リスト」には「ニッケル及びその化合物」と記載されている一方、「優先取組物質」には「ニッケル化合物」と記載されており、整合性が取られていないため、整合性のある表現とすべき。</p>	<p>平成8年の第二次答申においては、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストに「ニッケル及びその化合物」を、優先取組物質に「ニッケル化合物」のみをそれぞれ選定していること、また、IARC（国際がん研究機関）における発がん性評価において、ニッケル化合物はグループ1（ヒトに対する発がん性あり）に、金属ニッケルはグループ2B（ヒトに対する発がん性の可能性あり）にそれぞれ該当し、両物質とも発がん性は疑われるものの、その可能性が大きく異なること等から、引き続き「ニッケル及びその化合物」を有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストに、「ニッケル化合物」のみを優先取組物質に、それぞれ選定することとしています。</p> <p>以上より、報告案は現状のとおりとします。</p>
9	別表2 物質リスト No.5及び16	<p>クロム化合物について、早急に化学形態毎の分析方法を確立すべきである。また、当該分析方法は事業者においても活用可能となるよう、実用的なものとするべきである。</p>	<p>御指摘の金属の形態別測定方法については、一般的な検査機関や事業所においても測定が可能となるよう、測定手法の確立が早期に行われることが適切であると考えています。</p>

10	別表2 物質リスト No.5及び16	化学形態毎に毒性が異なるとの知見があるにも係わらず、化学形態別の分析方法が確立されていない物質に関して、国が事業者を求める取組みについては、事業者への過度の負担とならないよう慎重に検討すべきである。	事業者における取組については、「リスクの程度に応じた排出抑制対策のあり方」において、従来と同様に、あくまで自主的取組を中心とした対策を実施することとしており、事業者への過度の負担を求めるものではありません。
----	--------------------------	---	---